

## 有機畜産の基準について

### 有機畜産物のJAS規格(案)注

#### ○対象家きん

- ・ふ化の時から有機飼育されていること。
- ※一定の条件を満たす場合に限り、以下の条件を満たす家きんを対象とすることができる。
- ・卵用鶏:18週齢未満で導入し、6週間以上有機飼育
- ・肉用鶏:3日齢未満で導入し、3日齢～と畜までの期間有機飼育

#### ○飼養施設

- ・1羽当たり畜舎最低面積:0.1m<sup>2</sup>
- ・野外の飼育場における1羽当たり最低面積:0.1m<sup>2</sup>
- ・止まり木等の休息場所の設置。

#### ○飼養管理

- ・野外の飼育場に自由に入出りが可能であること。  
(又は週2回以上野外の飼育場に放牧すること)
- ・治療目的以外の動物用医薬品(ワクチン、駆虫薬は除く)の使用禁止(治療目的で使用した場合、48時間以上又は法令で定められた期間の2倍の休薬期間が必要)
- ・家きんの安全又は健康のためのデビークは認められる。

注:農林物資規格調査会有機畜産部会における規格原案(今後パブリックコメントの募集、WTO通報を経て、JAS調査会で審議予定)

### コーデックスガイドライン注

#### ○対象家きん

- ・ふ化の時から有機飼育されていること。
- ※一定の条件を満たす場合に限り、以下の条件を満たす家きんを対象とすることができる。
- ・卵用鶏:6週間以上有機飼育
- ・肉用鶏:所管官庁により定められた全生存期間有機飼育

#### ○飼養施設

- ・飼養密度については、家畜の快適性及び福祉の提供、行動学的な要求への配慮等が必要(具体的な面積基準なし)
- ・止まり木、高床の休息場所の設置。

#### ○飼養管理

- ・野外の飼育場に自由に入出りが可能であること。
- ・治療目的以外の動物用医薬品(ワクチン、駆虫薬は除く)の使用禁止(治療目的で使用した場合、48時間以上又は法律で義務づけられている期間の2倍の休薬期間が必要)
- ・家きんの安全又は健康のためのデビークは認められる。

注:有機生産食品の生産、加工、流通、販売に係るガイドライン(FAO及びWHO合同の食品の規格に係る国際機関(コーデックス委員会)により作成された国際食品規格の一つ)